様式第３号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

申請者　　　　様

八頭町長

　年度八頭町農業経営基盤強化資金利子補助金交付決定及び交付額確定通知書

　年　月　日付けで申請のあった八頭町農業経営基盤強化資金利子補助金（以下「本補助金」という。）については、八頭町補助金等交付規則第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第１８条第１項の規定に基づき、交付額を確定したので、同規則第８条及び第１９条の規定により通知します。

記

１　補助事業

　本補助金に係る事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

２ 交付決定額等

（１）本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

　（ア）算定基準額 金 円

うち６次産業化補助残融資に係る額　金　　　　　　　　　　　円

　（イ）交付決定額 金 円

うち６次産業化補助残融資に係る額　金　　　　　　　　　　　円

（２）交付確定額は、交付決定額のとおりとする。

３ 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び八頭町農業経営基盤資金利子助成要綱（平成１７年３月３１日付告示第６８号）の規定に従わなければならない。

４　書類等

　　　本補助金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。